資　格

競争参加者の資格に関する公示

那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年7月14日

大阪航空局長　蒲生　　猛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務概要

⑴　業務名

那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計

⑵　業務内容　本業務は、那覇空港に計画する管制塔、庁舎、電源局舎及びＵＰＳ局舎の建築、建築設備に係る基本設計、実施設計及び積算業務を行うものである。

⑶　履行期限　平成28年３月25日

2　申請の時期　平成26年７月14日から平成26年７月28日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年７月29日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成26年７月14日から大阪航空局経理課において設計共同体としての資格を得ようとするものに交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に那覇空港事務所管制塔庁舎設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省官房会計課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）別記４により総合数値を付与してＡ等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④　平成22年10月１日付け公示５⑴から⑸までに該当しないものであること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同企業体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年１月25日付け運輸省官会第93号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がＡ等級に認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務の契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「那覇空港事務所管制塔庁舎新築設計○○・△△設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（平成26年７月14日付け支出負担行為担当官大阪航空局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

国道45号陸前高田道路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年７月14日

東北地方整備局長　縄田　　正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事名　国道45号陸前高田道路工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　岩手県陸前高田市気仙町字上長部～陸前高田市竹駒町字相川地内

3　工事内容

①工事　【改良工】（長部地区①）掘削工Ｖ＝48,000㎥、法面工Ａ＝7,000㎡、排水構造物工１式、（竹駒地区①）掘削工Ｖ＝42,000㎥、法面工Ａ＝1,000㎡

②工事　【改良工】（長部地区②）掘削工Ｖ＝207,000㎥、盛土工Ｖ＝10,000㎥、法面工Ａ＝19,000㎡、擁壁工１式、石・ブロック積（張）工１式、函渠工Ｎ＝２基、排水構造物工１式、（丑沢地区）掘削工Ｖ＝85,000㎥、盛土工Ｖ＝6,000㎥、法面工Ａ＝11,000㎡、函渠工Ｎ＝１基、排水構造物工１式、（今泉北地区）盛土工Ｖ＝54,000㎥、法面工Ａ＝8,000㎡、石・ブロック積（張）工１式、函渠工Ｎ＝１基、排水構造物工１式、（竹駒地区②）掘削工Ｖ＝69,000㎥、盛土工Ｖ＝512,000㎥、法面工Ａ＝44,000㎡、擁壁工１式、石・ブロック積（張）工１式、函渠工Ｎ＝１基、排水構造物工１式、橋台工Ｎ＝１基

4　工期　契約締結日の翌日から

①工事　平成27年２月24日まで

②工事　平成29年３月８日まで

5　申請の時期　平成26年７月14日から平成26年７月29日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171（代）に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。